

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会 指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和元年9月19日（木） 開始時刻 18時00分 終了時刻 18時45分
開 催 場 所	別館4階 第4委員会室
出 席 者	会長：相模 太朗 委員、副会長：服部 純子 委員、 委員：加嶋 章博 委員、武田 重昭 委員、原田 隆史 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	報告 (1) 募集要項及び基本仕様書について(修正内容等の報告) 案件 (1) 応募団体に対するプレゼンテーションの実施について (2) プレゼンテーションの実施方法について (3) その他
提出された資料等の 名 称	資料 15 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広 場 修正内容新旧対照表 資料 16 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広 場 指定管理者募集に関する質問及び回答 資料 17 申請団体一覧案
決 定 事 項	・申請団体（3団体）に対して、第3回の本委員会でプレゼンテ ーションを実施することを決定
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含ま れる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍 聴 者 の 数	—————
所 管 部 署 (事 務 局)	社会教育部 中央図書館、土木部 みち・みどり室

審 議 内 容

(開会 午後6時)

(会長) それでは、ただいまより 第2回 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員の出席状況、及び本日の会議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本日の出席状況は5人中、5人の出席をいただいております、会議として成立していることを報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日委員会の次第と、資料の15から18、また、A4ファイルにとじた指定申請書一式の写しが、今回、申請団体が3団体でございますので、3冊でございます。

この申請書のうち、3団体それぞれの様式第2号、事業計画書、様式第3号、収支予算書、事業計画、確認事項一覧を記録したCD-ROMもあわせて、置かせていただいております。

このほか、プレゼンテーションの際にご活用いただけるよう、参考資料1として、A3判の資料、申請団体の提案内容の概略等を記した採点メモ。参考資料2として、前回お配りしたものと同一資料でございますが、「資料6、指定管理者選定基準」に係る補足説明資料を配付しております。

最後に、メールにて送付させていただきました、前回の委員会の会議録案について、机に置かせていただいております。こちらにつきましては、既にご確認いただき、ご返事をいただいている委員もいらっしゃいますが、修正等がございましたら、9月27日までに、ご指示いただきたいと思います。

なお、既にご確認いただき、修正の必要がない場合は、会議終了後でも結構でございますので、事務局までお伝えください。

資料の過不足等はありませんでしょうか。また、途中ででもございましたら、お声かけいただきますように、お願いいたします。

(会長) 確認なんですけど、このCD-ROMには、この申請書類は全部、3冊分入っているんですか。

(事務局) 3団体の申請書類の内、それぞれの様式の第2号の事業計画書、様式第3号の収支予算書、事業計画確認事項一覧までが入っております。それ以外の証明書類等については、CD-ROMの中には入っておりません。

報告(1) 募集要項及び基本仕様書について(修正内容等の報告)

(会長) それでは、案件に入ります前に事務局から、報告(1)募集要項及び基本仕様書について(修正内容等の報告)の報告をお願いします。

(事務局) はい、それでは、募集要項及び基本仕様書の修正内容についてご説明しま

す。募集要項と基本仕様書につきましては、第1回の選定委員会でのご意見及び事業者等からの質疑回答等を踏まえて内容を修正した上で、公募を行ったものでございます。

それでは、資料15、募集要項等、修正内容新旧対照表をご覧ください。前回、第1回の選定委員会におきまして、ご意見をいただきました、募集要項別表2のレイアウト変更のほか、後ほど説明いたします、質疑にて指摘のあった部分に対し行った修正について、主要なものをご報告させていただきます。

募集要項、基本仕様書、除草・芝生管理業務仕様書、新香里ヶ丘図書館業務委託仕様書につきまして、ご覧の一覧表のとおり修正を行いました。

新旧対照表となっております、表の左側が修正後の新の記載、右側が修正前の旧の記載となります。

募集要項内の内容としまして、3ページ、3番、業務の範囲・比較、(8)施設維持管理業務、⑨、法定資格者の選任・書類の補充について、建築物環境衛生管理技術者を記載しておりましたが、香里ヶ丘図書館の施設規模においては不要でしたので削除しております。

また、基本仕様書の内容としまして、12ページ、業務要求水準事項、(8)施設維持管理業務、⑦の各種点検業務、建築物環境衛生管理の(イ)貯水槽清掃点検、(ウ)水質検査、(エ)水槽等清掃点検については、施設に貯水槽がないため不要でしたので削除しております。

同項の⑨番、法定資格者の選任・各種届け出に係る要求項目におきましても、現仕様書内に(ウ)建築物環境衛生管理技術者を記載しておりましたが、香里ヶ丘図書館の施設規模においては不要であるため削除いたしました。

こちらの記載にて、資料5、資料6、別紙14、別紙19を、第1回の委員会にてお配りした紙ファイルの中で差しかえさせていただいております。

報告に関しましては、以上でございます。

案件(1) 応募団体に対するプレゼンテーションの実施について

(会長) それでは、案件に移ります。

案件(1)「応募団体に対するプレゼンテーションの実施について」を議題とします。

事務局から、まず、指定候補者の公募に際して実施された説明会や質疑応答、また、申請団体及び基礎審査の状況について、説明をお願いします。

(事務局) それでは、説明会の開催状況並びに質疑の内容についてご報告させていただきます。

まず、説明会の開催状況につきまして、7月30日、火曜日、午後2時から開催いたしました。参加状況についてですが、10社17名にご参加いただきました。

次に、質疑の内容について、ご報告させていただきます。

お手元の資料16、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場、

指定管理者募集に関する質問及び回答をご覧ください。

7月31日から8月7日までの質疑期間中に提出された質疑に対する回答を取りまとめた資料になります。質疑は全てで91項目ございました。

こちらの質疑回答書につきまして、ナンバリングが一つずれたまま公開してしまっておりまして、No.2から始まっております。この場でご報告させていただきます。

本日は時間等の都合もございまして、全ての質問と回答をご説明させていただくのではなく、主な質問等を抜粋してご紹介させていただき、その他については、説明を省略させていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの3件目でございますが、「8月開館予定と表記されていますが、8月1日からの開館として、人員配置や積算等をご提案する考えでよろしいでしょうか。」との質問があり、これに対し「開館前の準備期間中、旧香里ヶ丘図書館の蔵書を含む図書（約9万冊、別に雑誌等あり）の配架、蔵書の配架に応じた棚のピッチセッティングと利用者にわかりやすい表示の作成・掲示、施設予約システムの利用者登録の入力作業等、業務内容については多岐にわたり、業務量についても、開館後の図書館業務と同等のものが発生すると想定しております。そのため、積算等は4月1日から適切な人員配置を行うものとしてください。」と回答しています。

次に、4ページ、22件目をご覧くださいませでしょうか。「初年度は開館が8月となるため、「青空おはなし会」「連携業務」の実施回数について、それぞれ、青空おはなし会は年6回以上・連携業務は年3回以上と解釈してよいでしょうか。」との質問があり、これに対し「実施回数については、仕様書のとおりとし、回数の変更はありません。」と回答しています。

次に、5ページ目の29件目ですが、「駐車場・駐輪場の管理は人員配置によるものとのことですが、機械設置での対応も可能でしょうか。その際には、駐車料を有料にすることも可能でしょうか。」との質問があり、これに対し「市と協議の上、機械設置は可能です。市施設の駐車場の有料化については、本市全体で調整中ですが、本施設において今回の指定管理期間中の実施は予定しておらず、有料化の提案は不可とします。」と回答しています。

以上、主な質疑回答に関するご報告とさせていただきます。

なお、この質疑回答書につきましては、8月14日から9月12日までの間、本市ホームページに公開させていただきました。

続きまして、申請団体及び基礎審査の状況についてですが、資料17をご覧ください。申請の受付期間8月14日から9月12日までの間に3団体の応募がありました。

1団体目が、グループ名「図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業

体」。代表団体が「株式会社図書館流通センター」で、その他構成団体が「株式会社 長谷工コミュニティ」です。

次に2団体目が、「ヴィアックス・オリックス共同事業体」。代表団体が「株式会社ヴィアックス」で、その他構成団体が「オリックス・ファシリティーズ株式会社」です。

次に3団体目が、「枚方グリーンライフプロジェクト」。代表団体が「株式会社リブネット」で、その他構成団体が「京阪ビルテクノサービス株式会社」です。

以上、いずれの団体も必要書類等は用意されており、受理いたしました。

基礎審査につきましては、必要書類が提出されているか、必要事項が記載されているか等の点検を行い、不備がないことを確認いたしました。

現地説明会、質疑回答、申請団体及び基礎審査の状況に係るご説明につきましては、以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。お願いします。

(B委員) 二つ目にご説明いただいた4ページの22番、全く理解できませんでした。どういう質問に対して、どういう回答だったと理解すればいいんですか。

(事務局) 仕様書では、おはなし会を年4回、連携業務を年8回、それぞれ実施を求めています。それが開館が8月であれば、実施する回数を減数してもよいかというご質問でしたが、仕様書どおり、やってくださいと回答しております。

(B委員) 初年度は開館が8月ですが、3月末までに8回実施しなさいと回答されたということですか。

(事務局) そうです。

(B委員) はい、わかりました。

(C委員) 開館前にやるということですか。

(事務局) 開館前という意味ではございません。8月以降に、例えば、夏に2回行うといったことを求めています。

(C委員) いや、わかるんですけど、何のためというか、利用者にとってうれしい気があまりしないんですけど。

(事務局) 我々としては、例えば、秋の読書週間に1回ではなくて、2回やるとかというふうなことで、市民サービス向上につながるのではないかと考えております。

(C委員) でも、翌年から減るんですね、そうすると。

(事務局) 毎年、同じ回数という仕様にしております。

(C委員) わかります。でも、半年間でやってたものが1年に延びるわけですから、頻度としては半分に減りますよね。

(事務局) 初年度の経験から、夏2回あると思ってる方には、減ったという感覚になるかもわかりませんが、年間通した回数としては、同じ回数を求め

たというところでは。

オープンして最初の年ということで、香里ヶ丘図書館がオープンしたということもアピールできると考えています。

(会長) ほかにご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、申請のありました3団体について、次回の委員会でプレゼンテーションを行っていただくということとしたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。よろしいですか。

< 異議なしの声あり >

案件(2) プレゼンテーションの実施方法について

(会長) ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。

次に移ります。案件(2)プレゼンテーションの実施方法についてを議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料18、第3回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会プレゼンテーションについてをご覧ください。

日時でございますが、10月2日水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じく、枚方市役所別館4階、この部屋の二つ隣の第2委員会室でございます。

次に、当日、全体の流れでございますが、プレゼンテーションに入ります前に、採点方法について、ご確認いただきます。

次に、評価の観点や考え方、共有すべき認識などについて、ご協議いただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っていただければ、どうかと考えております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおります。事務局への質疑等は申請団体退室後に行っていただければどうかと考えております。

申請団体は3団体ですので、事務局としては、当日の委員会全体で、約2時間程度と考えております。

最後に、プレゼンテーションの順番でございますが、お手元にお配りしております資料17、申請団体一覧表に記載の順とさせていただきます。どうかと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ただいまの説明に関して、委員の皆様からご質問、ご意見、ございませんか。

(C委員) スケジュールが35分×3団体で95分だと入らないと思うんですが。

(事務局) ご指摘のとおり、105分の誤りです。修正させていただきます。

(C委員) 入れかえの時間は大丈夫なんですか。

(事務局) 過去のプレゼンテーションの実施状況では、こちらのスケジュールで問題なく進行しております。

(事務局) 申請団体には、隣室で待機していただいて、すみやかに移動していただくようにしております。

(C委員) でも、そうすると、前の業者とぶつかってしまいませんか。

(事務局) 申請団体の動線につきましては、ぶつからないように配慮した上で行います。

(C委員) 長いからどうってわけじゃないんですけど、私、ほかの指定管理者もやってるんですけど、プレゼンテーションって、1団体35分もありましたっけ。

(事務局) プレゼンテーション自体は10分間、団体への質疑15分間も含めて1団体35分で行うようにしております。

(C委員) わかりました。

(会長) ほかに、ご質問、ご意見、ございませんか。よろしいですか。

それでは、特にご異議もないようですので、次回の委員会で、事務局から説明があったとおり、プレゼンテーションを行うということにいたします。

案件(3)その他について

(会長) では、次に移ります。

案件(3)その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) はい。そのほかといたしましては、参考資料について、ご説明申し上げます。

まず、参考資料1としてお配りしています採点メモ、A3の資料です。この資料は、団体から提出された申請書に添付されております事業計画確認事項一覧をベースに作成した資料でございます。

申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前採点を行っていただくとともに、疑問点等についてのメモ書きなど、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、申請団体の応募状況を含む本委員会の審議内容は、ご答申後に公表することとなっております。まことに恐縮ではございますが、ご留意いただければと存じます。あわせて、よろしく願いいたします。

次に、参考資料2としてお配りしております、資料6、指定管理者選定基準に係る補足説明資料でございますが、これは、前回の委員会でご確認いただきました資料6選定基準について補足説明させていただく資料です。

前回の委員会での説明と重複いたしますこともあり、資料内容のご説明につきましては、勝手ではございますが、省略させていただきます。ご参照いただければと存じます。

説明は以上となります。

(会長) ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。特にないですか。

お願いします。

(B委員) この資料2にあるとおり、内容審査600点満点、指定管理料400点満点の合計1,000点満点ということは、既に400点満点の部分は点数が出ているということですのでよろしいですね。

(事務局) はい。点数などは次回、第3回のときに提示させていただきます。

(会長) ほかにございませんか。

(C委員) よろしいですか。この参考資料1-2というのは、記載内容に随分、分量的な差が生じてるんですが。

(事務局) 団体から提出された申請書類の中に確認事項一覧があります。採点メモは、この確認事項一覧を転記したものになっております。確認事項一覧は、先ほどご覧いただきました事業計画書内容を簡略化したものです。

(C委員) この確認事項一覧の分量というのは、指定されていないですよ。

(事務局) はい。

(C委員) 一方で、この事業計画書のほうは指定があるんですね。

(事務局) はい。

(C委員) それは随分、指定なしに作られたものを掲載すると、印象に差が出るような気がするんですけども、事業計画書から作られるべきだと思いますが、違いますでしょうか。

(事務局) 事業計画書は詳細に書かれてあり、また、写真などを使われてますので、そちらから、採点メモを作ると、長文になり難解になるため、かえって見にくくなるのではないかと考えております。

(C委員) いや、わかるんですけども、印象として、この事業計画の確認一覧を書いた者勝ちみたいな気がするんですけど、そんなことはないですか。

(事務局) 基本的に、事業計画書をもとに、ご採点していただきたいと考えております。確認事項一覧は、あくまでも補足材料というような資料でございます。

(C委員) 何か、随分、不公平感があるんですけど。

書けば書くほど、一応、印象としては入ってくるので、何か、書いた者勝ちだなという気がしたんですけどね。

分量に差があるのであれば、本編から作るか記載ページだけにするかですね。

(事務局) 今のご意見を踏まえますと、ご判断いただく材料はあくまで事業計画書本編であると、させていただくのはいかがでしょうか。

記載内容の部分については削った上で、本編の記載ページのみさせていただくということで、修正をさせていただくというのでいかがでしょうか。

(事務局) 募集要項の中でお示しさせていただくときには、確認事項一覧は、事業計画を補完するものといいますか、どこにその目当てが書いているかを指し示すために、簡素に書くように募集要項の中では書いております。

(C委員) はい、そうですね。

(事務局) それについては、事務局では一切手を加えないということにさせていただくことになるんですけども、あくまで、評価すべきは事業計画の内容と考えております。事業計画の内容を要約する形でページ数を書いてございますので、それを目安にしながら、プレゼンテーションで確認をしていただきながら、採点を進めていただければと思います。

(C委員) わかりますけど、基本的に、記載内容に引きずられますよね。事業計画書のページ数を指定された意味というのがよくわからないのですが。

(事務局) 団体によりまして、申請書類がかなり膨大になるということもあって、事務局側で指定している確認事項が、どこに記載されているかということ、きちん把握するためにも、該当するページ数という欄をつくらせていただいているところです。

(C委員) 記載内容のほうが、何も指定していないのに、こうやって載ってくるというのはおかしいんじゃないかという意味です。

(会長) この事業計画書の記載内容を削除した状態で配付するのはどうかというのは、事務局から提案があったんですけども、それについては、各委員のお考えはいかがでしょう。

(C委員) 望ましくは、違いがわかるようにしていただくのが一番うれしいですよ。要するに、これ読むのは、結構大変なところもあるので。違いがわかるようにしていただくのがありがたいんですけど、違いを判断する材料が、ページ数に制限がない形で事業者が作ったものというのはおかしいんじゃないかということで、困ったなと思ってるところなんですけど。

(会長) なるほど、私は、個人的には、あったほうが採点は非常にしやすいかなと思います。

(C委員) そうですね。あったほうがいいんですが、その書きぶりが、同じように載ってるなら、比較するのはちょうどいいんですが、事業計画書のほうには、同じことが書いてあるのに、確認事項のほうには違うように書いてあるというか、簡単に書いてる部分があるので。

そうすると、記載事項だけ見ていると、随分、印象には差が出てくるなという気がしてきていて、それは作ったほうが悪いという表現もあるかもしれませんが、事業者に、この二つを足して採点するんですよと言っておけば、それでもオーケーだと思うんですけども、言わずにやるのは、ちょっと不公平感があるなという気がします。

(会長) なるほど。

(事務局) ご採点いただく中では、本編を主眼にご覧いただきながら、あくまで、確認事項の一覧は簡略版であるという観点からご覧いただくというのはいかがでしょう。

(会長) そうですね。この採点する側の採点方法としては、そういうふうにするべきだと思いますね。わかりました。委員の皆さん、それでいかがでしょうか。

(A委員) 同じことですが、図書館の設計者選定の審査時においては、要求している確認事項に対して、何が含まれており、何が計画書に書かれているのかを、同じフィルターで事務局のほうで拾い上げて、書かれている点、書かれていない点といった情報を整え、審査のディスカッションをあわせて評価するという方法だったと思います。今回、事業計画書は書式、分量が指定されたものですが、この確認事項一覧にあるのは、要点としてフィーチャーするポイントが応募者の采配により抽出されたもので、それをそのまま整理せずに審査に用いていいかどうかというところですよ。

(C委員) ええ。

(A委員) ですので、本当は、一旦、同じ条件で、書かれているのか、書かれていないのかというようなことがわかる資料があると、より公平に審査が進むのではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。

本編のほうから、事務局のほうで特徴を抜き出すということをしめすと、事業者がアピールしたいポイントっていうものが、正確に抜き出せるのかどうか、非常に心配なところがございます。やはり、原本のほうでご覧いただくと。こちらの記載内容に引きずられるかもしれないということであれば、もうページ数だけをご覧いただくということで、ご採点のほうに取り組んでいただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

(会長) この確認事項は、口頭でやるプレゼンテーションと同じようなものとして、私は考えて、事業計画書を口頭で補足したり、質疑応答を通じて、埋めていくと。事業計画書に書いてないことを言ったら、こっちが突っ込むというような役割を果たしているかなと思うので、これはこれで一つあってもいいのかなと思うんです。適当なこと書いて、事業計画書にないことを表面的に書いてたら、こちらが突っ込んだらいいだけの話。だから、あってもいいのかなと私は思うんですけども。

(C委員) そういう考え方もあって、それは一つのやり方だと思います。この確認事項一覧にたくさん書くのは、プレゼンテーションの時間を長くとったのと同じことではないかという気がしてきて、ちょっと心配です。

(会長) 今後の検討課題として、事業計画書のページ数制限と同じように、確認事項についても、ページ数の制限などを加えるというのも検討課題かなと思うんですけども。

(事務局) はい。わかりました。ありがとうございます。

(会長) では、現況については、これで進めるということよろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。よろしいですか。お願いします。

(B委員) 事前にこれを全部見て、採点をして、当日プレゼンテーションを見て、採点を変えるということですよ。

(事務局) 基本、流れとしてはそのようになります。

(B委員) 事前に採点してきたものについては、当日の、最初の15分の段階において、皆さんで採点を見せ合うということがあるんですか。

(事務局) 事前に採点していただいた結果を、皆さんにお示しするという事はしておりません。採点に当たりまして、事前採点されている中で、特に、共有化を図ったほうがいいようなポイントでありますとか、疑問に思った点、目線合わせなどについて、事前に、プレゼンに入る前にしていただいて、後に、最終的な採点結果は、共有化します。

(B委員) 事前の採点結果も共有するんですか。

(事務局) 共有化といいますか、終わってから、目線合わせをしたり、また、プレゼンを聞いてから、気になった点などを、委員の中で共有いただいた上で、採点に臨んでいただきます。場合によっては事前採点した内容と、変わるということも十分あり得ると思います。

点数の共有化ではなく、採点をする上での目線合わせといいますか、そういった意味の共有化ということです。

(B委員) 点数と、事後の点数を両方皆さんの分をあわせて表示するということですか、共有するということですか。

(事務局) 点数自体は最終、お一人お一人に採点していただいたものを事務局にお出しをいただいて、それを集計したものをお示しします。

(B委員) というだけですね。

(A委員) 確認ですが、最終的な評価はいつ提出になりますか。

(事務局) プレゼンが終わった後、第4回選定委員会までの間にご提出していただきます。

(A委員) 第3回の委員会では、ディスカッションだけで、プレゼンテーションの直後に審議するというわけではないということですね。

(事務局) はい。

(A委員) はい、わかりました。

(会長) ほかにございませんか。よろしいですかね。

それでは、事務局から、そのほかに何かありますか。

(事務局) その他といたしまして、本日お配りしております資料につきましては、お荷物になるかとは存じますが、お持ち帰りいただくことも、それから、私ども事務局からご自宅等へ郵送させていただくことも可能でございます。

また、次回の委員会の際には、本日の資料が必要となりますので、ご持参いただくか、着払い伝票を用意しておりますので、事務局まで郵送いただきますようお願いいたします。

郵送をご希望される方は後ほど職員にお申し出いただければと思います。

以上でございます。

また、次回は第3回といたしまして、事業者からのプレゼンテーションを受け

ることになります。10月2日、水曜日、18時半から第2委員会室での開催となりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、第2回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

(閉会 午後6時45分)